

令和7年度移動等円滑化評価会議中部分科会 「資料1～資料9の内容に対するご意見・ご質問」

参考資料1

	組織名	意見	回答
1	一般社団法人 福井県身体障害者福祉連合会	資料1 P3について ①鉄軌道の数値目標以外の目標等の「・駅施設・車両の構造等に応じて、十分に列車の走行の安全確保が図れることを確認しつつ、可能な限りプラットホームと車両乗降口の段差・隙間の縮小を進める。」について、既存駅の改修は義務なのか。 ②改修にかかる補助はあるのか。	①新規や大規模改修時にはバリアフリー化は義務ですが、基本構想に基づかない既存駅のバリアフリー化はあくまで努力目標であり、義務ではありません。 ②バリアフリー化補助事業において、ホーム縁端部の嵩上げや、くし状ゴムの設置等のホーム改良工事への支援が可能となっております。
2	NPO法人 伊勢志摩バリアフリーツアーセンター	資料1 P3～について 公共交通機関のバリアフリー化の人数条件（3,000人／1日や2,000人／1日など）について、利用人数だけで計れない部分についても考えてもらいたい。 卵が先が鶏が先か論争になるが、バリアフリーになっていないから利用者（公共交通機関を必要とする高齢者等）が減るということもある。また、観光地においては、一日利用者の数字だけでは表れない利用者もいることを想定してもらいたい。	ご意見くださりありがとうございます。いただいたご意見については、本省担当課にお伝えいたします。
3	社会福祉法人 名古屋手をつなぐ育成会	資料1 P6について UDタクシーの割合に限らず、そのほかの項目についても、名古屋市以外の愛知県の自治体の割合がどの程度か知りたい。	本省から示されているデータは各県ごとであるため、恐れ入りますが市町の割合については把握しておりません。ご要望について、本省担当課にお伝えいたします。
4	NPO法人 伊勢志摩バリアフリーツアーセンター	資料1 P17リフト付きバスについて 三重県が意外に、リフト付きバスが多いのが少し驚き。その理由がわかるなら知りたい。	恐れ入りますが、各県の個別事情についてまでは、中部運輸局として把握しておりません。
5	福井市ボランティア連絡協議会（一般社団法人福井県身体障害者福祉連合会よりも同一質問あり）	資料1 P17リフト付きバス等車両数について 養護学校の遠足にはリフト付きバスが必要であり、私達の団体で研修旅行を企画しても、リフト付きバスがなくて困っている。福井県18台のうち、リフト付きバスの台数を知りたい。	福井県内のリフト付きバスの台数は5両（京福バス（株）1両、鯖江交通（株）2両、大野観光自動車（株）1両、（株）ワコーサービス1両）となります。なお、令和5年度末時点のデータですので、現在の所有状況については各事業者にお尋ねください。

	組織名	意見	回答
6	NPO法人 伊勢志摩バリアフリーツアースセンター	資料1 P19福祉タクシーについて UDタクシー関係の話として、三重県ではジャパンタクシーを指定した車両予約ができないことがある。 また、今後、タクシーの導入はジャパンタクシーが主流になると聞いているが、セダン型タクシーのほうが乗りやすい方々もいることから、ジャパンタクシー一択にする流れはやめてほしい。	ジャパンタクシーの導入は各事業者の事業計画により進められるものですので、「ジャパンタクシーを指定した車両予約ができないことがある」とのご指摘があったことについては、三重県タクシー協会にお伝えします。 また、ジャパンタクシーを含むユニバーサルデザインタクシーにつきましては、政府の「移動等円滑化の促進に関する基本方針」（令和二年国家公安委員会、総務省、文部科学省、国土交通省告示第一号）に基づく導入目標がありますので、政府として普及促進を進めていることをご理解頂ければと存じますが、どのような車種のタクシーを導入するかは、各事業者の事業計画により決定されるものとなっております。
7	静岡市（交通政策課）	資料1 P38の「音響信号機及びエスコートゾーンのバリアフリー状況（地域）」で、設置対象を「重点整備地区内の主要な生活関連経路を構成する道路のうち、道路又は交通の状況に応じ、視覚障害者の移動上の安全性を確保することが特に必要であると認められる部分に設置されている信号機等」としている。 ①「重点整備地区内の主要な生活関連経路を構成する道路」とは「特定道路」を示している認識でよいのか。 ②「道路又は交通の状況に応じ、視覚障害者の移動上の安全性を確保することが特に必要であると認められる部分」とは具体的に、どういった部分を示しているのか。	①「重点整備地区内の主要な生活関連経路を構成する道路」とは、移動等円滑化基本構想において各市町村が指定する道路のことをいいます。なお、特定道路はその一部となります。 ②「道路又は交通の状況に応じ、視覚障害者の移動上の安全性を確保することが特に必要であると認められる部分」とは、市町村が策定する基本構想で定められた生活関連経路のうち、高齢者、障害者等の利用実態、交通状況、道路構造等に応じた主要な経路であって、交通事故の発生状況、横断距離、近接する交差点との距離、自動車交通量等に応じて必要な部分のことをいいます。
8	NPO法人 伊勢志摩バリアフリーツアースセンター	資料2について 基本構想やマスタープラン、昨年度から増えた中部の自治体はあるか。また、地方の取り組みが伸び悩んでいるが、どのような働きかけを行っているのか。	昨年度から増えた自治体はありませんが、福井県坂井市が作成に向けて協議会を立ち上げております。また、自治体向けに国土交通省を主体とした説明会（WEB）を実施するとともに、中部運輸局として、管内の自治体に立ち寄り、資料を用いた働きかけを行っております。
9	社会福祉法人 名古屋手をつなぐ育成会	資料4について 「心のバリアフリー教室」開催はとても良い事業と思いますので、今後も年間を通しもっと多く開催いただきたい。R6年度開催では、参加人数が少なく感じることから1回の参加人数をより増やして実施いただきたい。	参加者の体調面を考慮して、暑い時期、寒い時期を外して開催する必要がありますため、開催数を増やすことについては今後検討していきます。また、参加人数を増やすことについて、目隠しをして階段を昇降するなど一定の危険が伴うことから、対応できる人数を考慮して実施していることをご理解ください。

	組織名	意見	回答
10	社会福祉法人 名古屋手をつなぐ育成会	資料5について バリアフリー体験歩道施設がある事をしなかったのが、今後、団体等で体験参加を検討したい。	参加については予約が必要なため、中部技術事務所のホームページをご確認いただくか、中部技術事務所総務課（052-723-5701）にお尋ねください。
11	NPO法人 伊勢志摩バリアフリーツアーセンター	資料6 P4車椅子使用者用便房について 2箇所以上設ける場合は、オストメイト付きとユニバーサルシート付など異なるタイプの車いす対応トイレや、左右対称など、より多様な人が使用できる工夫をしていただきたい。	ご意見くださりありがとうございます。個別の施設用途や利用者のニーズを踏まえて、より多様な人が心地よく使用できるトイレとなるようデザインすることが望ましいと存じます。いただいたご意見については、本省担当課にお伝えいたします。
12	NPO法人 伊勢志摩バリアフリーツアーセンター	資料6 P5車いす対応駐車場について 義務基準と誘導基準と違いを教えてください。 病院など、障害者や高齢者が利用することが多くなる施設については、基準を満足していることをもって十分であると取られないよう、設置数を増やすような文言を入れてほしい。	車椅子使用者用駐車場の台数について、義務基準では、これまでの誘導基準と同じ「200台以下で2%以上、201台以上で1%+2台以上」という基準に改正され、誘導基準は、一般駐車台数に関わらず、駐車台数の2%以上設けるという基準に改正されております。 算定上、一般駐車台数が200台以下の場合は、車椅子使用者用駐車場の必要台数に違いはありませんが、201台以上になると、誘導基準の場合、義務基準と比較して必要台数が増加する場合があります。 なお、条文は主として高齢者、障害者等が利用する駐車場を想定して記載されているものであることから、設置数をさらに増やすよう要望があったことを、本省担当課にお伝えいたします。
13	NPO法人 伊勢志摩バリアフリーツアーセンター	資料6 P6 車いす対応席について どのような席を車いす対応席というのかわからないので、車いす対応席の事例を示して多様なタイプを紹介してほしい。 ・車いすのまま観覧できるフリースペース（場所が限られている） ・車いすのまま観覧できるフリースペースと同行者が座るスペースがセットでついている席（これもいろんなタイプあり） ・車いすから従来の座席（選べる）に移乗できるよう、車いすでアクセスできる（段差がない） ・従来の座席が折りたたみ収納でき、選べる席（場所）で観覧できる ・ライブ会場など特設した席など	車椅子使用者用客席の構造は、義務基準では①幅90cm以上、②奥行き135cm以上、③床は平らとする、と規定しております。誘導基準では、加えて④車椅子使用者が舞台等を容易に視認できる構造とする、⑤同伴者の客席（スペース）を当該車椅子使用者用客席に隣接して設ける、⑥客席の総数が200を超える場合は2箇所以上に分散して設ける、と規定しております。その他「高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準（令和7年5月）」P162～P169で基準の詳細や設計例について紹介されておりますので、そちらをご参照ください。 参考アドレス https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/content/001892119.pdf

	組織名	意見	回答
14	NPO法人 伊勢志摩バリアフリーツアースセンター	資料6 P10について ガイドラインに、障がい者や高齢者、お子さん連れなど多様な施設利用者（対象者）の意見を聞く機会を設ける機会をつくることを、まずは努力義務的レベルでよいので設けてほしい。	「高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準（令和7年5月）」別冊として「建築プロジェクトの当事者参画ガイドライン」が策定されております。詳しくはそちらをご参照ください。 参考アドレス https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/content/001892108.pdf
15	NPO法人 伊勢志摩バリアフリーツアースセンター	資料6 P13について 現行目標である「特別特定建築物のバリアフリー基準適合率」を更新するとともに、「公共建築工事（2,000㎡以上の国等の特別特定建築物に限る。）における当事者参画の実施割合」を追加することについて、この文言をもっといろんなところで取り入れてほしい。	ご意見くださりありがとうございます。いただいたご意見については、本省担当課にお伝えいたします。
16	社会福祉法人 名古屋手をつなぐ育成会	資料6P13について 整備目標のトイレには、必ず大型ベットの設置について明記していただきたい。なお、名古屋市の福祉都市整備環境指針には、大型ベットの設置は望ましいとなっているので、必ず設置となるよう改正をお願いする予定である。	整備目標は公共交通施設に設置される障害者用トイレの設置率に限られていることから、障害者用トイレへの大型ベットの設置についてご要望があったことを、本省担当課にお伝えいたします。
17	愛知県（住宅計画課）	資料6 P15 バリアフリー法に基づく条例について 地域の実情に応じたきめ細やかな基準を設定できるとあるが、対象規模を引き下げると500㎡以上は整備基準も一律にかかることになるため、現県条例のままの基準設定することができない。 （円滑化基準に必要な事項を付加することはできるが、円滑化基準の緩和はできない） バリアフリー法制定前に設定した県条例のきめ細やかな基準をそのまま設定できるようにしていただきたい。	ご意見くださりありがとうございます。いただいたご意見については、本省担当課にお伝えいたします。

	組織名	意見	回答
18	NPO法人 伊勢志摩バリアフリーツアーセンター	資料 6 P18小規模店舗等のバリアフリー改修への支援制度について 以前から行っている制度だが、全国で取り組んでいる自治体があれば教えてほしい。	本省担当課から提供があった代表的な自治体をご紹介しますので、それぞれご参照ください。 ○鳥取県：福祉のまちづくり推進事業補助金 国土交通省バリアフリーに関するページ https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/jutakukentiku_house_fr_000049.html →「地方公共団体の条例・取組事例集（令和5年3月）」を掲載しており、P50では鳥取県の支援事業を紹介しております。 ○札幌市：札幌市民間公共的施設バリアフリー補助事業 https://www.city.sapporo.jp/fukushi/setsubi/hojoindex.html
19	NPO法人 伊勢志摩バリアフリーツアーセンター	資料 7 -④について 三重県、現在は限られた区間の取り組みだが、これをもっと広い区画やバス、大手なども取り組んでもらえるような動きになると嬉しい。	障がい者割引 I C カードについては、あすなろう鉄道様において今年度導入予定となっております。これにより、三重県内においては、I C カードの利用できる大手・中小の鉄道・バス事業者様全てでご利用いただけることとなります。
20	NPO法人 伊勢志摩バリアフリーツアーセンター	資料 7 -⑤について 福井県のおもてなしバリアフリー・合理的配慮推進事業とは、「心のバリアフリー認定制度」の促進に係る事業を念頭に行っているのか。支援内容の物品購入やソフト面の整備がその内容に近い。認定制度につなげていかなければもったいないと思う。	建物のバリアフリー化については、小規模な施設において経済的負担や建築面積の制限などの課題から、対応が困難な事例も見受けられます。そのため、福井県ではソフト面への整備支援を行いながら、事業者が合理的配慮の実施に取組めるよう支援を行っているところです。 なお、ご提案いただきました認定制度につきましては、当該事業を活用した事業者に周知するなど今後の取組の参考として検討させていただきます。
21	NPO法人 伊勢志摩バリアフリーツアーセンター	資料 7 -⑧浜松ユニバーサルデザインマップについて 当センターも昨年志摩市の事業でデジタルマップ制作し、もっと広域に広げていく試みを来年度行うことになっている。浜松市はまだ実証実験であるようだが、これらの費用面を含めた維持管理をどうしていくのか、現状でわかっていれば教えてほしい。	会議の席でもご説明させていただいたとおり、浜松ユニバーサルデザインマップは本年9月までの実証実験となっております。宿泊施設やショッピングモールを含む大型スーパーなどの情報収集はある程度できておりますが、小規模店舗などの情報の取りまとめが課題となっております。また、掲載情報の今後の維持管理につきましては、現時点では未定ではありますが、サーバーの利用料や保守も含めた委託料として予算化することを検討しています。

	組織名	意見	回答
22	NPO法人 伊勢志摩バリアフリーツアーセンター	資料８－②について セントレア開港前の取り組みは有名。いろんなところで手本にしてほしい。開港と同時にUD研究会の活動が停止したが、再始動したこともすばらしい。	今回の資料配布、中部国際空港（株）からの説明にて、ご出席いただいた各自治体・事業者の皆様にご意見の展開ができました。 また、「危険箇所改善活動」において、経年による段差の発生、及び、開港時には想定していなかったリスクを発見し改善につなげていることから、当該活動は継続的なバリアフリー活動として、当該資料、議事録をWEBにて公開することで広く周知し、参考事例としていただけると考えます。
23	公益社団法人静岡県聴覚障害者協会	聴覚障害に関する部分が少ない。以前から申し上げているが、障害別の配慮、工夫事例の一覧がほしい。いつも聴覚障害者への支援は後回しにされてしまう。外見からはわかりにくく、歩行や食事介助も不要なことから特に支援は不要とみられているのだろうか。 また、意思疎通に手話通訳や要約筆記が必要なこともあり、日ごろからのコミュニケーションが難しいことも大きいのだろう。そのため、障害別の一覧があれば、聴覚障害への配慮、工夫事例が少ないことが浮き彫りになり、ヒアリングや調査が増える事を期待している。 資料８に中部国際空港のトイレで聴覚障害者に配慮した緊急時用ライトがあった。緊急時用に光ることの説明があると、どういう時に光るのかわかって良いと思う。	ご意見くださりありがとうございます。本資料は本省提供の資料を基に作成しているものであるため、ヒアリング調査などのご要望について、引き続き本省担当課にお伝えいたします。

「その他お困りごと、事業者や行政機関への要望等について」

	組織名	意見	回答
1	愛知県障害者スポーツ指導者協議会	2026年のアジアパラ競技大会では、海外から多くの障害者の方が来県する。この機会に、会場、宿泊施設、観光施設、交通インフラなど、バリアフリー化の整備に積極的に取り組み、障害者が安心・安全に滞在できる都市としてアピールしていくことが、インクルーシブな地域づくりにもつながっていくと思う。	ご意見くださりありがとうございます。いただいたご意見については、当局関係部署に共有するとともに、本省担当課にお伝えいたします。
2	愛知県障害者スポーツ指導者協議会	共生社会の実現に向けて、すべての小中学生がバリアフリー体験教室に参加できるようにするなど、学校教育の一部として「心のバリアフリー教育」を積極的に推進していただく必要だと思う。	ご意見くださりありがとうございます。いただいたご意見については、本省担当課にお伝えするとともに、文部科学省にも共有いただくようお願いいたします。
3	愛知県障害者スポーツ指導者協議会	車いす使用者用トイレや車いす使用者用客席などの整備にあたっては、当事者が利用しやすいように、設置数だけでなく、設置場所についても十分配慮していただきたいと思う。	ご意見くださりありがとうございます。いただいたご意見については、本省担当課にお伝えいたします。
4	愛知県障害者スポーツ指導者協議会	観光の際に、スーツケースなど大きな荷物を持って移動していると、駅や建物、歩道などにおいて、スムーズに移動できる場所と、移動困難な場所の違いがよく分かります。移動等の円滑化を図ることは、すべての人にやさしい街づくりにつながります。バリアフリー化はもちろんのこと、使い勝手や導線の確保など、利用する人の立場に立って整備していくことが必要だと思う。	ご意見くださりありがとうございます。いただいたご意見については、本省担当課にお伝えいたします。

	組織名	意見	回答
5	公益社団法人静岡県聴覚障害者協会	2025年6月に手話施策推進法が施行され、手話に関する施策を総合的に推進することが社会全体に求められている。言語面、音声情報面でどんなバリアがあるのか調査してほしい。ろう者はどんな音声情報があるのか見えないため、接客面以外の要望はしづらい。 手話通訳の常駐は難しいことは容易に予想できるが、事前に要望があった場合はどう対応するのか、マニュアルにあるのかなど確認しておくとうい。大手銀行やケータイショップ、保険会社などでは遠隔手話通訳サービスの提供も増えている。交通機関系ではANAが空港における遠隔手話通訳サービスを2024年に導入した。https://www.anahd.co.jp/group/pr/202409/20240930-2.html JALは機内安全ビデオをYouTubeで公開している。予約時の手話通訳手配については、電話リレーサービスの紹介をしている（これは企業努力というより客側の負担となるが） こういった、交通機関×手話通訳も増えているので、物理的なバリアだけでなく情報面のバリアの除去に取り組む企業の一覧というような、聴覚障害者に関する資料も配布いただけると、聴覚障害当事者としてこの会議に出席する意義を感じられる。	ご意見くださりありがとうございます。過去に障害特性別の主な意見をまとめた資料を本省から提供いただき提供させていただいたこともございますが、定期的に提供できるよう、いただいたご意見については、本省担当課にお伝えいたしますとともに、当局としても、バリアの除去に取り組む企業など、各障害対策について情報収集に力を入れて参ります。
6	社会福祉法人 名古屋手をつなぐ育成会	案内設備でピクトグラム使用によって、知的、発達障害のある障害者にとってわかりやすくなってきていたが、トイレマーク等デザインが優先されわかりにくいものもある。ジェンダーの問題もあるが、男性は青、女性は赤の色表示により理解がしやすくなる。ハード面も大切であるが、ソフト面も大切と考える。合理的な配慮、気配り、心配りにより障害の理解が進めばハード面が進んでいない部分も十分補える。まずは行政が手本となって実行いただきたい。	ご意見くださりありがとうございます。いただいたご意見については、本省担当課にお伝えいたします。

	組織名	意見	回答
7	一般社団法人福井県身体障害者福祉連合会	福井県で移動等円滑化基本構想を策定しているのは、福井市と敦賀市である。エスコートゾーンの設置は「重点整備地区内の主要な生活関連経路を構成する道路のうち、道路又は交通の状況に応じ、視覚障がい者の移動上の安全性を確保することが必要であると認められる部分に設置されている」とあるが、福井市及び敦賀市のどこにエスコートゾーンが設置されているか図示したものがほしい。	エスコートゾーン設置状況の資料提供元は警察庁であり、本省担当課を通じて警察庁に依頼する必要があるため、恐れ入りますが、警察庁より回答がありましたら、改めて情報提供させていただきます。